

第4節の6 形態1-9

(網構成)

第16条の14 一般収容局ルータと直接協定事業者の電気通信設備との接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続点単位に行うものとします。

(接続方式)

第16条の15 番号案内サービス接続機能への接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第9条(接続方式)第4項(1)の規定を準用します。

(2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は当社の音声利用IP通信網サービス契約約款に規定されているものと同等とします。

(3) 当社網と直接協定事業者網間で使用する課金方式は当社の音声利用IP通信網サービス契約約款に規定されているものと同等とします。

(4) 当社網と直接協定事業者網間で使用する試験方式は次のとおりとします。

ア 当社と直接協定事業者の設備に関する試験は、設備を所有する事業者が責任を持って実施し、他社の設備についての試験は原則として実施しません。

ただし、故障切り分け等のため当社網と直接協定事業者網間は試験可能とします。

イ 当社網と直接協定事業者網間で実施する試験は当社と当社の音声利用IP通信網サービス契約約款により契約している契約者間で実施するものと同等とします。

(その他接続に必要な事項)

第16条の16 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。